

弁理士事務所の補助員について（論点整理）

1．現行制度の概要

弁理士法において、特許出願等に係る手続の代理や出願書類等の作成等を業として行うことは、弁理士又は特許業務法人の独占業務とされており、弁理士資格を有さない者が業として行った場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることとなっている（弁理士法第75条、第79条）。

2．問題の所在

弁理士の独占業務については、弁理士自身が自ら行うべきことは当然であり、補助員（非弁理士）を使用し、付随する業務を行わせる場合であっても、弁理士の監督の下で、適切な範囲において行うことが求められる。しかしながら、一部の弁理士は、補助員に実質的な代理業務を行わせており、特許庁がそのような知識・経験が不十分な者に対応しなければならないことで、迅速・円滑な審査等の妨げになっているという実態がある。また、このような行為の中には、名義貸しにあたるものもありうると考えられる。

名義貸しについては、日本弁理士会会令（弁理士倫理第5条）において禁止されているものの、弁理士法には、名義貸しの禁止規定がない。したがって、弁理士が実質的に補助員等の無資格者に弁理士業務を行わせることについて、当該弁理士を名義貸しそのもので弁理士法違反の対象とすることはできず、名義を貸した弁理士に対しては、補助員の非弁行為についての幫助犯と構成する以外には法的制裁手段がないという問題がある。

3．論点

- (1) 弁理士が補助員に実質的に業務を委ねてしまっている場合への対応をどのように考えるべきか。
- (2) 弁理士法に、名義貸しを禁止する規定を設けることについてどのように考えるべきか。

4．議論の整理

委員の意見

- 弁理士の管理不十分で補助員が何らかの不始末をすることは認識している。極めて甚だしい場合には名義貸しの問題が起こる。しかし、補助員の問題について、名義貸しの禁止に集約した議論をするのはおか

しい。多面的に議論すべき。

- 我が国では、何か問題が起こってから対処することが多い。万が一の場合に備えて名義貸し禁止の規定を明記すべき。
- 補助員に名義貸しを認めると、土業の存在意義が問題となる。きちんと整理した方がよいのではないか。
- 補助員に問題が生じた場合、監督者である弁理士が弁理士法第 29 条の信用失墜行為の禁止違反により懲戒処分の対象になるが、それで十分なのかの議論も必要。

5. 対応の方向

弁理士は、特許庁と出願人との間に立って、権利取得手続等を迅速・円滑に行う役割を担うものであるが、弁理士が補助員に独占業務を実質的に行わせることについては、迅速な審査・事務処理の妨げとなることがあり、実際に審査の現場ではそのような実態が散見されることが指摘されている。また、特許事務所の弁理士 1 人あたりの特許出願件数（別紙 1 参照）をみても、最も多い事務所では、弁理士 1 人あたり 453 件という実態があり、また 1 人あたり 200 件以上という事務所も 14 事務所あり、これらの事務所においては補正書、意見書などの中間手続も考えると、実質的に補助員に代理業務を行わせていると考えざるを得ない状況にある。

このような弁理士の行為については、弁理士の信用失墜行為として懲戒の対象となりうるものであり、懲戒の運用基準の整備の中で盛り込んでいくことが必要であるが、特許庁がそのような補助員が行う行為について厳格に対応してこなかったことも問題の要因のひとつであると考えられることから、より実効的な対応を図るためには、そのような制裁措置の強化とあわせて、特許庁としてもこれまでの補助員への対応を見直し、ガイドラインを整備することも検討すべきである（別紙 2 参照）。具体的には、特許庁審査官、審判官からの内容等についての連絡の対応は弁理士事務所においては弁理士のみができることとすること、また、面接においては、弁理士事務所の補助員は説明をすることができないこととすることが妥当ではないかと考えられる。

また、弁理士の名義貸しについては、国民の権利や取引の安全性・適正性を確保するために独占業務を有する資格制度の存在意義を揺るがしかねない問題であり、これに対しても厳格に対応していく必要がある。実際、他土業においては、弁護士法、社会保険労務士法、建築士法において、名義貸しの禁止を規定しており、建築士の名義貸し問題に発した土業全体の社会的信頼の醸成の必要性なども踏まえれば、これまでのところ、弁理士の名義貸しが直接問題となるような事件は起こっていないものの、弁理士法においても名

義貸しの禁止規定を設ける方向で検討すべきではないか。
(参考資料 2 - 1 審査・審判部「弁理士・事務所員の実務に関する状況調査」票)